

を受ける事業でないこと（予定も含む）

(3) 自主的に取り組む事業で、市民主体のまちづくりの原動力となる効果があると認められる事業であること（主催団体のみに帰属する事業を除く）

(4) 事業の実施計画が明確であること

(5) 単年度ごとに成果が出る事業であること

◇継続ステツプアップ補助事業（2年目、3年目）

(1) 新規スタート補助事業の実績があること

(2) 今後の事業の継続を予定していること

(3) 新規スタート補助事業の開始年度から起算して3年を経過していないものであって、かつ、補助事業としての継続性が認められるもの

(4) 新規スタート補助事業の要件に該当していること

補助金額

◇新規スタート補助事業

補助率 2分の1

上限額 10万円

交付回数 1事業1回限り

◇継続ステツプアップ補助

補助率 2分の1

上限額 30万円

交付回数 1事業2回まで

補助の対象となる経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、応募事業の実施に直接必要となる経費です。

また、対象経費は、領収書等により事業の実施団体が支払ったことを確認できることが必要です。

ただし、次に掲げる経費は、補助の対象外となります。

- ① 商品券、記念品等の購入に要する経費
- ② 備品（1品1万円以上のもの、かつ、複数年使用することが可能なもの）
- ③ 土地の取得、造成及び補償に関する経費
- ④ 補助事業に直接関係のない経費、その他市長が社会通念上適切でないとする経費

補助対象となる期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日の間に実施される事業が補助の対象となります。ただし、補助事業の決定前に事業が完了する場合は、対象外となります。

補助事業応募方法

申請に必要な書類をそろえて、3月4日(月)から4月5日(金)までに総合政策課（国分寺庁舎2階）の窓口へ直接提出してください（郵送・ファックス等は不可）。

提出書類

- ① 市民活動補助金交付申請書
- ② 団体に関する調査
- ③ 直近年度の団体の収支（決算）報告書
- ④ 申請年度の団体の予算書
- ⑤ 定款、規約、会則等
- ⑥ 役員名簿または会員名簿
- ⑦ 市民活動事業計画書
- ⑧ 市民活動予算計画書
- ⑨ 市民活動事業予定表
- ⑩ その他活動等の説明において必要な書類

※提出書類の様式等は、総合政策課窓口、または市ホームページから入手できます。



昨年の説明会の様子

募集説明会

◇日時 3月2日(土) 午前10時

◇場所 ゆうゆう館会議室（小金井789番地）

補助事業の応募には、募集説明会に出席することが必要となります。

で、必ずご出席ください。

なお、募集説明会に出席できない場合は、総合政策課において説明を受けていただきます。

公開プレゼンテーション(審査会)

応募団体が、補助事業選考会に対して、応募事業の説明(プレゼンテーション)をします。選考委員は、審査基準に基づき、申請書類及びプレゼンテーションの内容について、総合的に判断し、応募団体・応募事業の適格性を審査します。

審査会は、4月中旬に公開で実施します。

■平成25年度 事業年間スケジュール(予定)

H25	3月	・補助事業募集(3/4~4/5) ・募集説明会(3/2) ゆうゆう館
H25	4月	・1次審査(書類審査) ・2次審査(公開プレゼンテーション) ・補助事業決定
H25	5月	補助金概算払い
H25	4月~3月	事業実施(4/1~3/31) ただし、補助決定前に終了する事業は対象外
H26	3月	補助金実績報告書提出
H26	4月	事業実績報告会(公開)

問い合わせ先

総合政策課（国分寺庁舎2階）  
☎(40)5550